

投資分野における日本国の特定の例外の表

各分野に共通の特定の例外

1 (a) 事項 土地取引

(b) 法的根拠又は関連する当局 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、シンガポールにおいて日本国の国民又は日本国の法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、シンガポールの国民又はシンガポールの法人に対し、政令をもって日本国における土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。

2 (a) 事項 事前届出

- (b) 法的根拠又は関連する当局 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）
- (c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）
- (d) 概要 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条における事前届出要求は、次の分野に適用される。

農林水産業に関連する一次産業

石油業

皮革及び皮革製品製造業

熱供給業

生物学的製剤製造業

上水道業

鉄道事業

一般乗合旅客自動車運送業

水運業

電気通信業

警備業

注1 エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、「石油業」の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく事前届出は必要とされない。

注2 生物学的製剤製造業とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所をいう。

注3 利用運送は、鉄道事業、一般乗合旅客自動車運送業及び水運業のいずれにも含まれていない。

注4 鉄道事業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道事業に含まれず、事前届出の要求から除外される。

注5 車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれず、事前届出の要求から除外される。

注6 水運業は、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいうが、外航海

運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要求から除外される。

3 (a) 事項 手続

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 次のことを条件として、シンガポールの投資家の投資関連活動に関連する手続を定めることができる。

(i) 事実の通報又は証明書類の提出のみを要求するものであること。

(ii) 協定第八章に定める権利を実質的に害するものではないこと。

(iii) 裁量的な承認の要素を要求するものではないこと。

(iv) 恣意的な又は差別的な方法で実施されないこと。

このような手続には、次のものが含まれる。

(A) 商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条及び第四百八十一条第一項

商法（明治三十二年法律第四十八号）によれば、外国の会社が日本国において商取引を継続して

行おうとするときは、日本国における代表者を定めその住所又はその他の場所に営業所を設けることが必要である。また、外国の会社は、その営業所の登記をすることが必要であり、その場合における登記は、日本国で成立する同種のもの又は最も類似するものの支店の登記の規定に従うものとする。また、日本国における代表者の氏名及び住所も、登記しなければならない。

(B) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の五

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の五は、外国投資家が、日本国において外国投資を行った後に、財務大臣及び事業所管大臣に事後報告を提出することを要求している。ただし、事前届出が要求されている外国投資については、この限りでない。

4 (a) 事項 公的独占及び国営企業

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 内国民待遇は、次のものについては適用されない。

(i) 公的独占又は国営企業の一括した又は段階的な処分（注）

(ii) 処分される公的独占又は国営企業と同一の分野における後継公的独占又は後継国営企業の設立

注 この(i)には、法令によって当該公的独占又は当該国営企業に限定されている一定の活動の自由化を含む。

5 (a) 事項 補助金

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 研究開発投資のための補助金については、内国民待遇を与えないことができる。

6 (a) 事項 永住者

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 日本国が自国の法令に従って措置をとり又は維持するに当たり、シンガポールの国民である投

資家に与える待遇をシンガポールに永住する権利を有する投資家に与えることにより、当該法令の実施

が影響を受ける場合には、シンガポールに永住する権利を有する投資家に対して与える待遇を制限する

ことが出来る。

そのような措置には、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条に従ってとられる措置を含む。

特定の国籍を根拠として外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第三項第二号が適用されるシンガポールに永住する権利を有する投資家については、すべての分野への投資について所管官庁への事前届出が要求される。

(e) その他

(i) 日本国が(d)の措置をとる場合には、日本国は、シンガポールに対し当該措置の概要を事前に通報する。

(ii) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に関し、日本国は、同法第二十七条第三項第二号の適用対象となる国として新たな国を追加するに当たり、シンガポールに対し事前に通報する。

(iii) 日本国は、このような措置が実施される前に、当該措置についてのシンガポールの見解を書面にて受領し、当該見解につき考慮する。その後日本国が問題となっている措置を実施しようとする場合に

は、日本国は速やかにシンガポールに通報する。

分野別の特定の例外

7 (a) 分野 農業及び植物育成者権

(b) 法的根拠又は関連する当局 種苗法（平成十年法律第八十二号）及び種苗法施行規則

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要

(i) 種苗法（平成十年法律第八十二号）第十条により、日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次の場合を除き育成者権を享有することができない。

(A) 当該者の属する国又は当該者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百九十一年のUPOV条約」という。）の当事国である場合

(B) 当該者の属する国又は当該者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千

九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国であり、かつ、当該者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

(C) 当該者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認め、かつ、当該者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

シンガポールは、現在、千九百九十一年のUPOV条約及び千九百七十八年のUPOV条約の当事国ではなく、また、日本国の国民に対し品種の育成に関する保護を認めていないことから、シンガポールの国民又はシンガポール国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者（A）から（C）までに規定される場合を除く。）は、日本国で育成者権を享有することができない。シンガポールが千九百九十一年のUPOV条約の当事国となるか又は日本国の国民に対し品種の育成に関してシンガポールの国民と同一の条件による保護を認め、かつ、当該者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合には、この限りでない。

(ii) 種苗法施行規則により、外国人出願者は、その国籍を証明する書面及び次の書面のいずれか一つを提出しなければならない。

(A) 出願者が日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有することを証明する書面
(B) 出願者が日本国以外の千九百九十一年のUPOV条約又は千九百七十八年のUPOV条約の当事国の領域内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有することを証明する書面

8 (a) 分野 鉱業（石油及び天然ガスの探査及び採掘を含む。）

(b) 法的根拠又は関連する当局 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 日本国の国民又は日本国の法人でない者は、鉱業権又は租鉱権を保有することは認められない。

9 (a) 分野 水運業（注）

(b) 法的根拠又は関連する当局 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）に従い、日本国の船舶は、日本国の国籍を有する自然人又は日本国の法律により設立された法人であつてその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国籍を有するものが所有する船舶に与えられる。この法律は、日本の国旗を掲げられない船舶の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を禁止している。

注 水運業は、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。

10 (a) 分野 電気通信業

(b) 法的根拠又は関連する当局 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要

(i) 日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）は、(A)から(C)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。

(A) 日本国の国籍を有しない者

(B) 外国政府又はその代表者

(C) 外国の法人又は団体

(ii) NTTは、地域会社のすべての株式を常に保有していなければならない。

(iii) 日本国の国籍を有しない者は、NTT及び地域会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

11 (a) 分野 金融サービス

(b) 法的根拠又は関連する当局 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）

(d) 概要 預金保険制度は、日本国の管轄権内に本店を有する金融機関のみを対象とする。

12 (a) 分野 特定分野への投資

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）

(d) 概要 内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、次の分野には適用されない。

領海 内水及び排他的経済水域における漁業

火薬類製造業

原子力産業

航空機産業

武器産業

宇宙開発産業

電気業及びガス業

放送業

附属書 B

投資分野におけるシンガポールの特定の例外の表

各分野に共通の特定の例外

- 1 (a) 事項 すべての分野での補助金又は奨励措置
- (b) 法的根拠又は関連する当局 経済拡大奨励措置（所得税控除）法（第八十六章）及び所得税法（第三十四章）並びに関連政府機関
- (c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）
- (d) 概要

内国民待遇

次に規定するものについては内国民待遇が与えられないことがあり得る。

- (A) 国内起業家の発展を補助し、国内企業の事業の拡大及び改善を助成するための補助金、奨励措置又は計画

(B) サービスの提供に関する補助金又は奨励措置

特定措置の履行要求の禁止

- (i) シンガポールにおけるサービス分野の投資に関連して、何らかの利益を享受し又は享受し続ける場合に、協定第七十五条1(a)から(e)までの規定に適合しない条件が課されることがあり得る。
- (ii) 当然のことながら、シンガポールにおける投資に関連して、何らかの利益を享受し又は享受し続ける場合に、協定第七十五条に掲げられていない条件又は要件が課されることがあり得る。

2 (a) 事項 すべての分野における会社登記手続

(b) 法的根拠又は関連する当局 会社法（第五十章）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）

(d) 概要 設立並びに財務書類の報告及び提出の際の外国の会社による会社法の遵守

(i) 法人の業務上の拠点 設立の権利及び移転については、次の規定に従つ。

(A) 事業会社を登記しようとする外国の者は、次のいずれかである現地の経営者を置かなければならない。

(AA) シンガポールの市民権を有する者

(BB) シンガポールに永住する権利を有する者

(CC) シンガポールの労働許可証を有する者

ただし、シンガポールに永住する権利を有するか又はシンガポールの労働許可証を有する外国の者は、現地の経営者を任用することなしに事業を登記することができる。

(B) 少なくとも一人の取締役は、シンガポールに居住していなければならない。

(C) シンガポールで登記された外国の会社のすべての支店は、少なくとも二人のシンガポールに居住している代理人を有していなければならない（現地に居住している資格として、当該者は、シンガポールの市民権を有する者、シンガポールに永住する権利を有する者又はシンガポールの労働許可証を有する者のいずれかであるべきである。）。

(ii) 外国の会社の支店の設立のためには、必要な書類の提出が求められる。

3 (a) 事項 住居用土地の所有権又は住居用不動産の所有権

(b) 法的根拠又は関連する当局 住居用不動産法（第二百七十四章）、銀行法（第十九章）、金融会社法

(第百八章) 及びシンガポール通貨監督庁法(第百八十六章)

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇(第七十二条)

(d) 概要

(i) 住居用土地の所有権

シンガポールの市民権を有しない者は、住居用土地を所有することができない。

(ii) 住居用不動産の所有権

(A) シンガポールの市民権を有しない者は、六階建て未満の建物における土地区分所有権付き住居用不動産及び住居用不動産の購入につき制約を受ける。

(B) シンガポールの市民権又はシンガポールに永住する権利を有しない者は、政府の公的住宅計画による住居用不動産を所有することができない。

(iii) 住宅購入資金融資

銀行、金融会社及びマーチャント銀行は、

(A) シンガポールの市民権を有しない者(シンガポールに永住する権利を有する者を除く)及びシン

ガポールの会社でない会社に対して、シンガポールにおける住居用不動産の購入を目的とするシンガポール・ドル建ての融資を供与してはならない。シンガポールで設立され、その資本金の二分の一以上をシンガポールの市民権を有する者が所有している会社は、シンガポールの会社とみなされる。シンガポールの領域外で設立されたいかなる会社も、シンガポールの会社でない会社とみなされる。シンガポールで設立され、シンガポールの市民権を有しない者又はシンガポールに永住する権利を有する者が資本金の二分の一以上を所有している会社は、シンガポールの会社でない会社とみなされる。

(B) シンガポールに永住する権利を有する者に対しては、所有権者が居住することを条件に、シンガポールにおける住居用不動産の購入一件につき一回限りの融資を供与することができる。

4 (a) 事項 シンガポール・ドルに係る取引の規制

(b) 法的根拠又は関連する当局 銀行法（第十九章）、銀行に対するシンガポール通貨監督庁告示七五

七、証券業法（第二百八十九章）、証券取引業者に対するシンガポール通貨監督庁告示一二〇一、金融会社法（第八十章）、金融会社に対するシンガポール通貨監督庁告示八一六、保険法（第四百二十二

章)、保険業者に対するシンガポール通貨監督庁告示一〇九、シンガポール通貨監督庁法(第百八十六章)及びマーチャント銀行に対するシンガポール通貨監督庁告示一〇五

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇(第七十二条)

(d) 概要

(i) 一の機関(注1)ごとに五百万シンガポール・ドルを超える場合には、銀行(注2)は、非居住者に対して、シンガポール国内における又は海外におけるいかなる目的のためにもシンガポール・ドル建ての信用供与枠を提供することができる。ただし、次の要件に従つことを条件とする。

注1 シンガポール・ドル建ての信用供与枠を得ようとする金融機関に関しては、その各子会社は別個の機関とみなされるが、本店及び外国にあるすべての支店は、全体として単一の機関とみなされる。

注2 この4に規定する規制は、銀行に対するシンガポール通貨監督庁告示七五七における措置を指す。同様の措置は、証券取引業者に対するシンガポール通貨監督庁告示一〇一、金融業者に対するシンガポール通貨監督庁告示八一六、保険業者に対するシンガポール通貨監督庁告示一〇九及びマーチャント銀行に対するシンガポール通貨監督庁告示一〇五に定める。

(A) 金融資産及び不動産におけるシンガポール・ドル建ての投資財産に関しては、当該投資財産の全部又は一部がいかなる形であれシンガポール・ドル建ての現金収益に換金された場合には、銀行は、シンガポール・ドル建ての信用供与枠が撤回されることを確保しなくてはならない。

(B) シンガポール・ドル建ての現金収益がオフショア市場で使われる場合には、当該現金収益は、スワップ取引により外国通貨に交換されるべきである。この場合において、銀行は、当該現金収益を直物取引又は先物取引で外国通貨に交換してはならない。オフショア市場における活動の資金を調達するためにシンガポール・ドル市場を活用しようとする非居住者によるシンガポール・ドル建ての株式の上場及び債券の発行に関しては、非居住者は、収益をスワップ取引その他の為替取引により外国通貨に交換しなくてはならない（債券発行の通知は、非居住者のみならず居住者にも要求される。）。

(ii) 債券発行者が格付を取得していない外国の事業体である場合には、銀行は、シンガポール・ドル建ての債券を洗練された投資家（注）にのみ売り出し、売却することができる。

注 洗練された投資家とは、会社法（第五十章）において定めるものをいう。

- (iii) 銀行は、非居住者に対して、シンガポールの通貨市場における投機的な活動のためにシンガポール・ドル建ての信用供与枠を提供してはならない。
- (iv) 銀行は、現金のシンガポール・ドル又はシンガポール・ドル建ての資産によって完全に担保されているときにのみ、非居住者に対して、いかなる額のシンガポール・ドル建ての証券の貸出しも行うことができる。
- (v) 銀行は、シンガポールとの貿易又はシンガポールにおける経済上及び金融上の活動から生ずるシンガポール・ドルの為替リスクに備える必要がある限り、非居住者との間でシンガポール・ドルに係るオプション取引を行うことができる。ただし、次のことに従つことを条件とする。
 - (A) 当該オプション取引が行われる際に必要とされるシンガポール・ドル又は外国通貨の量に見合うだけの現金を保有していること。
 - (B) 提示されているオプション取引が、直物取引又はシンガポール通貨監督庁告示七五七の下で許容されていないシンガポール・ドル建ての信用供与枠を構成するようなその他の取引と組み合わせられていないこと。

(C) 非居住者が、シンガポールとの貿易又はシンガポールにおける経済上及び金融上の活動に備える必要があることを証明する書面の証拠があること。

以上の制限は、協定第八十条に定める資金の移転に遅れを生じさせるものとはみなされない。

5 (a) 事項 民営化

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）

(d) 概要 内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、政府の所有する資産の民営化又は売却には適用されない。

分野別の特定の例外

6 (a) 事項 サービス分野における投資

(b) 法的根拠又は関連する当局 適用なし

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）

(d) 概要

- (i) 内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、協定第七章の規定に基づく約束の対象でないサービス分野には適用されない。いずれかのサービス分野が同章の規定に基づく約束の対象である場合には、同章に規定する制約、条件及び資格要件（市場アクセス措置を含む。）は、当該サービス分野における協定第八章に規定する投資財産にも適用される。
 - (ii) 当然のことながら、電気通信及び金融の分野における約束の対象であるサービスについては、附属書 A 及び B の規定に従って解釈する。
- 7 (a) 事項 印刷及び出版業
- (b) 法的根拠又は関連する当局 新聞及び活字報道法（第二百六章）及び情報通信芸術省
 - (c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）
 - (d) 概要 内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、印刷及び出版業には適用されない。
- 8 (a) 事項 武器及び火薬類産業
- (b) 法的根拠又は関連する当局 武器及び火薬類法（第十三章）
 - (c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）

(d) 概要 内国民待遇及び特定措置の履行要求の禁止は、武器及び火薬類産業には適用されない。

9 (a) 事項 製造業

(b) 法的根拠又は関連する当局 製造管理法（第五十七章）

(c) 関連する協定上の義務 内国民待遇（第七十二条）及び特定措置の履行要求の禁止（第七十五条）

(d) 概要 次のものの製造に関しては、法律に基づく免許を取得するに当たって、協定第七十二条又は第

七十五条1(f)から(i)までの規定に適合しない要件及び条件が課されることがあり得る。

(i) 爆竹

(ii) 引抜き工程を経て製造された鉄鋼製品

(iii) 銑鉄及び海綿鉄

(iv) 圧延鋼材

(v) インゴット、ビレット、ブルーム及びスラブ

(vi) ビール及び黒ビール

(vii) CD、CD ROM及びVCD

- (viii) DVD及びDVD ROM
- (ix) チューインガム、風船ガム、歯科用チューインガム又はこれらに類するもの
- (x) 巻たばこ
- (xi) マッチ
- (xii) 葉巻たばこ
- (xiii) 冷蔵庫
- (xiv) 空調機

附属書 C

投資家と国との間の紛争解決のための特別の仲裁手続

- 1 この附属書に従って行われる仲裁裁判所の設置の要請は、次の事項を明記する。
 - (a) 関係する投資家の氏名又は名称及び住所
 - (b) 申立ての法的根拠（協定第八章のいずれの規定について違反があったとされるかについての特定を含む。）
 - (c) 申立ての根拠とされる事実
- 2 投資家及び締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が行われた日の後三十日以内に、それぞれ一名の仲裁人を任命する。締約国が仲裁人を任命しない場合には、協定第四百十条4の規定により当該締約国が任命した法律専門家が仲裁人として任命される。投資家が仲裁人を任命しない場合には、当該規定により当該投資家が属する締約国が任命した法律専門家が仲裁人として任命される。
- 3 投資家及び締約国は、裁判長となる第三の仲裁人を合意により任命する。投資家及び締約国が第三の仲

裁人について合意することができない場合には、第二の仲裁人として受け入れることのできる五名の者の名簿をそれぞれ作成し、交換する。第二の仲裁人は、次の方法により選ばれる。

- (a) 双方の名簿に共通して氏名の記載された者が一名である場合であつて、かつ、その者が仲裁人となることが可能なときは、その者を第二の仲裁人とする。
- (b) 双方の名簿に共通して氏名の記載された者が二名以上である場合には、投資家及び締約国は、それらの者のうちからいずれの者を第二の仲裁人とするかにつき合意するため協議する。
- (c) 投資家及び締約国が(b)の規定によつても合意に達することができない場合又は双方の名簿に共通して氏名の記載された者がない場合若しくは合意された若しくは選ばれた者が仲裁人となることができず、投資家及び締約国がその者に代わる仲裁人について決定できない場合には、2の規定により任命された二名の仲裁人が、第二の仲裁人について合意する。
- (d) 仲裁人が第二の仲裁人について合意することができない場合には、第二の仲裁人は、この附属書の付表に定める手続に従つて、くじにより選ばれる。

4 第二の仲裁人は、第二の仲裁人が任命された日の後四十日以内に任命される。

5 第三の仲裁人は、投資家及び締約国の別段の合意がある場合を除くほか、当該投資家と同じ国籍の者、当該締約国の国民、当該締約国の領域内に通常居住する者又は当該投資家若しくは当該締約国により雇用されている者のいずれであってもならず、また、いかなる資格においても関係の投資紛争を扱ったことのある者であつてはならない。

6 仲裁裁判所は、適格な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

付表

投資家と国との間の紛争解決のための特別の仲裁手続に係る第三の仲裁人の選定に関する手続
附属書 Cに規定する第三の仲裁人の選定のためのくじについては、次の手続を適用する。

- (a) この付表の規定の適用上、「投資家」とは協定第八十二条に基づく仲裁裁判所の設置を要請する投資家をいい、「締約国」とは投資に係る紛争の当事者である締約国をいう。
- (b) 投資家と締約国との別段の合意がある場合を除くほか、くじは、投資家及び締約国の代表の立会いの下に、締約国の領域において行われる。
- (c) 締約国は、十通の封印された封筒が入った容器を用意する。封筒には、附属書 C3の規定に従って作成された投資家及び締約国の名簿に記載された者の氏名がそれぞれ一つずつ対応して入れられることとする。
- (d) 投資家の代表は、無作為に、かつ、封筒の封印が開かれるまで当該封筒に対応する者を識別できない状態において、容器から封筒を一通取り出す。

- (e) 附属書 C の規定の適用上、投資家の代表が取り出した封筒に対応する者が、第三の仲裁人となる。
- (f) くじの後、容器及び容器に残った封筒は、締約国の代表の立会いの下に、投資家の代表によって確認を受ける。